

和光市減災用品支給等事業について

和光市では地震による家具等の転倒を防止及び通電火災による二次被害の防止、被害の軽減を図ることを目的として、下記の対象者へ減災用品の支給を行う事業を開始します。

◎お申込みは……



1 助成対象世帯

市内に居住し、住民登録のある方で、次の各号のいずれかに該当する世帯

- (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 介護保険法要介護認定において要介護2以上の認定を受けている者を有する世帯
- (3) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が1級又は2級に該当する者を有する世帯
- (4) 埼玉県療育手帳制度要綱の規定による療育手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が㊤、A又はBに該当する者を有する世帯
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が1級に該当する者を有する世帯
- (6) 難病患者を有する世帯

2 お申込方法

- 「和光市減災用品支給等申請書」に必要事項を記入して、市役所3階危機管理室へ申請してください。住所・氏名を間違えるとお渡しすることが出来ませんので、楷書ではっきりとご記入してください。

- 減災用品の支給等は、家具等4台までとし、かつ点数の合計が100点を超えない範囲となります。ご自宅の家具類に合った家具転倒防止器具等の中から選んでお申込ください。また、上下分離式の家具等で一体として利用する家具については一台として取り扱います。
- 感震ブレーカー（簡易タイプ）は申請につき1台まで支給が可能です。家具転倒防止器具とは異なり、点数の中には含みません。
- ※ 高齢者・障害者世帯で、自力で器具の取り付けが困難な世帯に対しては、市職員がご自宅を訪問し、取り付け支援を行います。「和光市減災用品支給等申請書」の取り付け希望の欄にご記入ください。また、減災用品の支給等を行った家具等に起因した損害については、和光市は責任を負いかねますのでご承知ください。

3 申請から支給まで

- (1) 申請書に必要事項をご記入、押印の上、必要となる以下の添付書類を添付し、市役所3階危機管理室にご提出ください。
 - ※ 申請書提出時に窓口にて器具をお渡しすることできませんのでご了承ください。

【要綱第3条（2）に該当する方】

- ・各種手帳の写し

【自己又は同居の方以外が所有する住宅にお住まいの方】

- ・和光市減災用品取付承諾書

- ※ 自己又は同居の方以外が所有する住宅にお住まいの方は、減災用品を設置する住宅の所有者の方または管理者の方から減災用品の取り付けを行うことについて「和光市減災用品取付承諾書（様式第2号）」により事前に承諾を受け、申請書に添付して提出ください。

- (2) 助成申請書を受付後に審査し、申請者宅に「和光市減災用品支給決定（却下）通知書」をお送りします。
- (3) 支給の決定を受けた方は、上記でお送りした決定通知書を危機管理室窓口（市役所3階）にお持ちいただき、減災用品をお渡しいたします。

4 支給する減災用品等

ツッパリ棒（鋼鉄製）



45点

器具名	仕様（家具と天井間）	点数
鋼鉄製 ツッパリ棒 （2本組み、 補助板付き）	25～35cm	45
	35～50cm	
	50～80cm	

ツッパリ棒（鉄製）

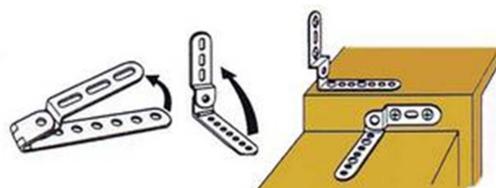


15点・20点

器具名	仕様（家具と天井間）	点数
鉄製 ツッパリ棒 （2本組み）	40～60cm	20
	50～80cm	
	60～100cm	
	13～23cm	15
	23～30cm	
	30～40cm	

L型家具転倒防止器具

15点

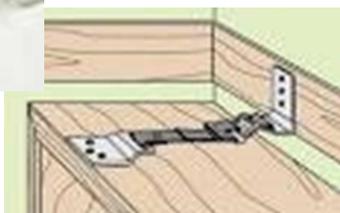


器具名	点数
L型家具転倒防止器具 (2個入り、ネジ8本入り)	15

※ ネジで固定するため、家具と壁面に穴が開きます。また、耐火ボード等でネジがしっかりと固定されていない壁面では効果が得られません。

ベルト式耐震金具

15点



器具名	点数
ベルト式耐震金具 2本組み	15

※ 有効長 約10cmから90cm
 ※ ネジで固定するため、家具と壁面に穴が開きます。また、耐火ボード等でネジがしっかりと固定されていない壁面では効果が得られません。

粘着性耐震ゴム

20点



器具名	点数
粘着性耐震ゴム 4枚入り (50×50×3mm)	20

感震ブレーカー（簡易タイプ）

※ ブレーカーによっては設置ができない場合もございますので、予め御了承くださいますようお願いいたします。

※ 取り付けに伴い、ブレーカーが切れますので、ご家庭内で支障が起こる可能性の高い機器が有りましたら、予め安全対策を講じてください。（時間設定している危機やPC、録画中のテレビなど）



点数に含みません

一世帯に一つ支給

器具名	点数
感震ブレーカーアダプター (W 66mm×H 145mm×D 55mm)	- (無し)

通電火災とは？

大地震が発生し、避難する際、皆さんは自宅の電化製品のスイッチを切ったりコンセントを抜く余裕があるでしょうか？大抵の方は…着の身きのまま、取るものもとらずに避難するでしょう。大地震発生時に停電が起こります。自宅には、スイッチが入ったまま放置された電化製品や、家具や物が落下して、断線された状態のコードが…その状態で、電力が復旧したら？スイッチが入ったまま、倒れたままの電化製品や断線したコードに電気が通り(通電)、そこから火災に発展します。これが「通電火災」です。



5 注意事項

- (1) 減災用品支給等の助成は1世帯につき1回限りです。一度助成を受けた世帯は再申請することはできません。また、申請者は世帯主です。同一世帯で複数人が申請することはできません。
- (2) 器具を取付けることで、地震が発生したときに家具類は転倒しにくくなりますが、全ての地震に対して万全の効果が得られるとは限りません。地震の規模や家具の状況、家具類の配置によっては効果が得られない場合があります。万が一、家具等が転倒した場合、和光市は責任を負いかねますので、ご承知ください。
- (3) 家具類の種類・配置、壁や床等の材質によっては取付けのできない器具があります。器具を選ぶ際に、ご自宅の家具類に取付けが可能かどうかを確認してからお申込ください。器具によっては取付けの際に家具類や壁に穴があく場合があります。
- (4) 減災用品は、市が一括して購入するため、申請後の変更には応じられません。お申込の前に、十分確認してから申請してください。
- (5) 支給した減災用品は、申請者の世帯に帰属します。転居等により器具を取り外す場合、再設置する場合の費用は自己負担となります。
- (6) 減災用品支給事業は、全て無償で行われ、申請者に費用負担が生じることはありません。
「市役所に依頼された。」などと偽りを言って減災用品や防災用品を販売する偽の事業者等にご注意ください。

6 お申込・お問い合わせ

和光市役所 危機管理室 防災担当
和光市広沢1-5
電話 048-464-1111(代表)内線 2386
FAX048-464-1234